

## DMG MORIやまと郡山城ホール警備業務 入札説明書

|   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 件名       | DMG MORIやまと郡山城ホール警備業務   |
| 2 | 業務場所     | 大和郡山市北郡山町2-1-1番地3 DMG MORIやまと郡山城ホール   |
| 3 | 業務期間     | <p>令和4年5月1日～令和7年4月30日（36ヶ月間）</p> <p>※ この契約は地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条17及び大和郡山市長期継続契約を締結することができる契約に関する規則第2条第2項により長期継続契約とする。<br/>よって本契約の締結の日の属する年度の翌年以降の（一財）大和郡山市文化体育振興公社の収支予算において、受託者に支払うべき代金が減額又は削除されたときは、契約を変更または解除することができる。</p>   |
| 4 | 開札日時及び場所 | <p>令和4年4月22日（金） 15:15</p> <p>大和郡山市役所 4階 402会議室</p>  |
| 5 | 入札書提示額   | 入札書記載額は、委託期間（36ヶ月）内における委託料総額（消費税相当額は含まない）を36月で除した額（1ヶ月分の委託料）を記載すること。入札額に110/100を乗じた額をもって契約額とします。  |
| 6 | 入札参加資格   | <p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 警備業法第4条に規定する奈良県公安委員会の認定業者であること。ただし奈良県公安委員会以外の認定を受けている場合は、同法第9条の規定による届出を上記公安委員会に提出している者であること</p> <p>(2) プライバシーマーク付与認定またはISO/IEC27001及びJISQ27001認証のいずれかを取得している者</p> <p>(3) 奈良県内に本店、支店または営業所のある法人であること。</p> <p>(4) 大和郡山市の令和4年度の物品購入・委託業務等業者登録（指名競争入札参加資格者名簿）に掲載されている者であること。</p> <p>(5) 大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録の入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。</p> <p>(6) 官公需適格組合等にあつては、その会員及び構成員が当該入札案件について入札参加し、資格確認を受けていないこと。</p> <p>(7) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。</p> <p>(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(9) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p> <p>(10) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。</p> <p>① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。</p> <p>② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。</p> <p>③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。</p> <p>④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。</p> <p>⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。</p> |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>6 入札参加資格のつづき</p>  | <p>(11) 次のア 常駐警備業務について、下記①の対象期間、②の対象施設に対して、元請けとしての履行実績として下記③の実績を複数件有していること。なお、契約形態は、ア 常駐警備業務を含む他業務との一括契約であるかア 常駐警備業務のみの個別契約であるかは問わない。</p> <p>ア 常駐警備業務</p> <p>①対象期間<br/>平成29年3月1日から令和4年2月28日までの期間</p> <p>②対象施設<br/>建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物（奈良県内の官公庁物件に限る）とする。</p> <p>③実績<br/>・24ヶ月以上の実績を1案件とみなす。<br/>・実績はすべて奈良県内の所在地（本社・支社・営業所等）での契約実績<br/>・ただし、①の対象期間において当該発注案件及び大和郡山市公共施設で同等の同種業務を誠実に履行されたと認められる者はこの限りではない。</p>   |
| <p>7 入札参加資格の確認方法</p> | <p>この入札に参加を希望する者は、6に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、下記①～⑦に定める書類を指定の場所に提出しなければならない。なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① 条件付一般競争入札参加申請書</p> <p>② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書</p> <p>③ 警備業法第4条第1項に規定する奈良県公安委員会の認定証書（写）<br/>※上記公安委員会以外の認定を受けている場合は、同法9条の規定による届出を提出している写し</p> <p>④ プライバシーマーク付与認定書（写）またはISO/IEC27001及びJISQ27001認証書（写）</p> <p>⑤ 官公需適格組合等の場合はその組合を構成する会員名簿<br/>（官公需適格組合等が参加申請する場合のみ）（R4年3月末現在）</p> <p>⑥ 平成29年3月1日から令和4年2月28日までの期間の施設警備契約実績表<br/>（奈良県内における特定建築物で官公庁物件に限る）</p> <p>⑦ 上記⑥で記載した契約業務内容を確認できる契約書、仕様書、履行実績確認書等（写）</p> <p>(2) 提出期間 令和4年3月23日（水）から令和4年4月4日（月）17時まで（必着）<br/>※提出期間のうち、3月29日（火）は、DMG MORIやまと郡山城ホールの休館日です。</p> <p>(3) 提出場所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町211-3<br/>DMG MORIやまと郡山城ホール</p> <p>(4) 提出方法 持参又は郵送によること（郵送についても提出期間最終日の17時までに必着）</p> <p>(5) 入札参加資格の確認</p> <p>申請書及び確認資料の提出のあった者（以下「申請者」という。）には、令和4年4月8日（金）までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認められた者にあつては、入札参加資格がある旨</p> <p>イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、公社の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。</p> <p>(6) その他</p> <p>ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。</p> <p>イ 理事長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p> |

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>8 仕様書の質問</p>  | <p>(1) 仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和4年4月4日（月） 17時まで（必着）</p> <p>イ 送信先 DMG MORIやまと郡山城ホール</p> <p>ウ 提出先アドレス ykjh@ykJohall.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、市HPにて回答する。ただし質問なしの場合を除く。</p> <p>ア 回答期限 令和4年4月8日（金）</p> <p>イ 回答先URL <a href="https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/somuka/nyusatsu_keiyaku/1/11247.html">https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/somuka/nyusatsu keiyaku/1/11247.html</a></p>   |
| <p>9 入札手続等</p>   | <p>(1) 入札保証金 30,000円（以下に該当する場合は免除）</p> <div data-bbox="371 840 1401 1160" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(入札保証金免除規定)<br/>大和郡山市契約規則(抄)<br/>第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。<br/>(1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。<br/>(2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> </div> <p>(2) 契約保証金 契約金額の100分の10（以下に該当する場合は免除）</p> <div data-bbox="371 1310 1401 1691" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(契約保証金免除規定)<br/>大和郡山市契約規則(抄)<br/>第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。<br/>(1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。<br/>(省略)<br/>(3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。<br/>(省略)</p> </div> |
| <p>10 入札書の提出</p> | <p>ア 提出期限 令和4年4月21日（木） 17時まで（必着）</p> <p>イ 提出方法 書留郵便で郵送すること。又は契約担当部局に直接持込で手渡しにして提出し、受領書を受け取ること。</p> <p>ウ 提出先は 7（3）に同じ</p>   |

11 入札上の注意

(入札の基本的事項)

入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(公正な入札の確保)

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札書記載価格)

入札書には、消費税を含まない金額を記入してください。  
入札書記載額は、委託期間（36ヶ月）内における委託料総額（消費税相当額は含まない）を36月で除した額（1ヶ月分の委託料）を記載すること。入札額に110/100を乗じた額をもって契約額とします。

(入札書の金額の数字)

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

(入札書の記載事項の訂正)

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

(入札の辞退)

入札を辞退する場合は開札の前日の17時までに辞退届を理事長に提出すること。また、入札書等の郵送後、直接事前申込提出後においても、開札日の前日の17時までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を理事長に提出すること。

2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札執行回数)

入札執行回数は、1回とします。

(入札書等の提出方法)

当該入札に参加する者は、入札書に記名押印し、一般財団法人和郡山市文化体育公社が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の到達期限までに書留郵便または直接事前申込みにより、指定の宛先まで提出すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 理事長が定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札
- (6) 書留郵便及び直接事前申込提出以外の方法による入札
- (7) 入札書以外のもの（金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く）が同封された入札
- (8) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (9) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

1 開札は、市・公社職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない市職員及び開札立会人により執行します。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日の正午までに電子メールで申し込みをすること。

(入札の延期、中止及び取消し)

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(落札者の決定)

予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。なお、落札者がいない場合は再度入札又は再度公告を行います。

12 入札書の提出  
について

1 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。

(直接持込で手渡しにする場合でも割印は必要ですので押印のうえ提出してください)

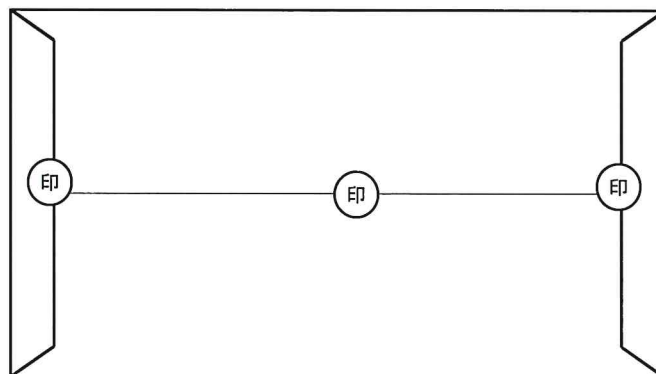
書留郵便  
相当額の  
切手

〒 639-1160  
奈良県大和郡山市北郡山町211番地3  
DMG MORIやまと郡山城ホール  
  
一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社 中尾 誠人 様

書留

| 条件付一般競争入札 入札書在中 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| 入札件名            | DMG MORIやまと郡山城ホール警備業務             |
| 委託場所            | 大和郡山市北郡山町211番地3 DMG MORIやまと郡山城ホール |
| 開札年月日           | 令和4年4月22日(金) 15:15                |
| 商号              | 株式会社 ●●●●                         |
| 代表者名            | 代表取締役 ■■■■                        |
| 連絡先             | 連絡先電話番号                           |
| 担当者名            | ▲▲ ▲▲                             |

※ 中の記載金額が、透けて見えないように封入してください。



切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1160

奈良県大和郡山市北郡山町211番地3  
DMG MORIやまと郡山城ホール

一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社 中尾 誠人 様

条件付一般競争入札 入札書在中

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 入札件名  | DMG MORIやまと郡山城ホール警備業務             |
| 委託場所  | 大和郡山市北郡山町211番地3 DMG MORIやまと郡山城ホール |
| 開札年月日 | 令和4年4月22日(金) 15:15                |
| 商号    |                                   |
| 代表者名  |                                   |
| 連絡先   |                                   |
| 担当者名  |                                   |

## 2 入札書の記載方法

別添の入札書様式をご利用ください。

**入札書記載例**

入 札 書

1 件 名 DMG MORIやまと郡山城ホール警備業務

2 委託場所 大和郡山市北郡山町211番地3 DMG MORIやまと郡山城ホール

3 入札金額 

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ¥ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社

実際に入札書を作製した日付を記入して下さい。

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住所・入札業者名を記載のうえ、必ず代表者印を押印

|                  |   |
|------------------|---|
| 13 公契約条例<br>について | <p>(1) この業務は、大和郡山市公契約条例（平成26年12月大和郡山市条例第21号第2条）の規定が適用される公契約にかかる業務となります。</p> <p>(2) この契約には、「公契約約款特約条項」を添付します。</p> <p>(3) この契約の受注者となった者は、大和郡山市公契約条例、大和郡山市公契約条例施行規則（平成27年3月大和郡山市規則第9号）を遵守し、履行しなければなりません。</p> |
|------------------|---|

# 入 札 書

1 件 名 DMG MORIやまと郡山城ホール警備業務

2 委託場所 大和郡山市北郡山町2 1 1 番地3 DMG MORIやまと郡山城ホール

3 入札金額

|  |  |  |  |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
|  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

(消費税相当額除いた金額を記入)

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

一般財団法人 大和郡山市文化体育振興公社 理事長 中尾 誠人 様

令和 年 月 日

住所

---

---

商号又は名称

印

---

代表者氏名

印

---



## DMG MORI やまと郡山城ホール警備業務仕様書

この仕様書は、DMG MORI やまと郡山城ホールにおける警備業務についての概要を示すもので、現場の状況に応じて、本書に記載されていない軽微なものについても誠意を持って行うものとし、この業務を遺憾のないよう実施するものとする。

なお、本仕様書で甲とは、委託者、乙とは、受託者をいう。

### 1. 用語の定義

この仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「施設」とは、DMG MORI やまと郡山城ホール館内及びその敷地内をいう。
- (2) 「施設職員」とは、甲に属する職員で施設管理担当者をいう。
- (3) 「従事者」とは、乙に所属する者で受託業務に従事する者をいう。
- (4) 「休日」とは、国民の祝日に関する法律による休日をいう。

### 2. 履行場所

- (1) 名称 DMG MORI やまと郡山城ホール  
(大和郡山市立文化会館・大和郡山市立図書館・大和郡山市立武道場)
- (2) 所在地 大和郡山市北郡山町 211 番地 3
- (3) 敷地面積 16,585㎡
- (4) 建築面積 8,154㎡
- (5) 延床面積 17,920㎡  
(文化会館・図書館)  
文化会館 8,701㎡  
図書館 2,776㎡  
共用部 5,193㎡  
(武道場) 1,250㎡
- (6) 階数 地下2階、地上4階

### 3. 従事者の配置・主任の選任

- (1) 従事者は、警備業法第21条に規定する所定の教育を終了した適格者とする。
- (2) 配置
  - ①宿直業務 1名
  - ②日直業務 1名
- (3) 選任  
受託者は、従事者の中から経験豊富で統率力のある者1名を主任に選任し、甲に届け出るものとする。

### 4. 主任の役割

主任は、施設職員と連絡調整を密にし、本業務が効率的に行えるように努めなければならない。

## 5. 施設の休館日

- (1) 火曜日(その日が祝日に当たるときは開館)
- (2) 第3水曜日  
(その日が祝日に当たるときは開館)
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- (4) 甲が必要と認めた場合、休館日を変更することがある。

## 6. 警備業務期間及び時間

- (1) 期間  
令和4年5月1日から令和7年4月30日までとする。
- (2) 時間
  - ①宿直業務 開館日及び休館日の18時～翌日の9時45分
  - ②日直業務 ※休館日(12月28日及び1月4日除く)及び土曜日・日曜日と休日の9時30分～18時15分  
※休館日は、仕様書「5. 施設の休館日」に記載する日をいう。
- (3) 休憩については業務に支障をきたさない範囲で適宜行うものとする。

## 7. 遵守事項

乙は、本業務を実施するにあたり、警備業法、その他関係法令及び条例規則を遵守しなければならない。

## 8. 経費の負担区分

- (1) 甲が負担する経費は次のとおりとする。  
委託業務の実施に必要な電力、水道及び電話の料金
- (2) 乙が負担する経費は次のとおりとする。  
上記(1)に掲げる以外のもの

## 9. 業務の実施計画と報告

- (1) 乙は、実施工程及び業務内容をあらかじめ定めて甲の承認を受け、また、業務終了後は施設職員に報告するものとする。
- (2) 乙は、警備日誌を翌日(その日が休館日である時はその翌日)午前9時45分までに施設職員に報告するものとする。

## 10. 業務内容

- (1) 保安警備従事者による業務
  - ①一般業務
    - ア I T Vによる出入者の監視を行う。
    - イ 施設出入口扉及び駐車場柵等の解錠と施錠並びに地下駐車場シャッターの開閉を行う。
    - ウ 保管する鍵の管理、施設職員が指示した鍵の貸出し及び受領を行う。
    - エ 不審者または不法侵入者を発見した場合は、排除等の措置をとる。
    - オ 事故、盗難等の異常事態発生時は、施設職員に通報し、その指示に従い、

事故の拡大防止に努める。

- カ 火災発生時には関係各署及び施設職員に通報し、施設職員と協力して初期消火活動を行う。また、消防車、救急車及び消防署員の誘導に努める。
- キ 施設職員が指示した到着物品の受領を行い施設職員に引き渡す。また、搬入物品の確認と指示等を行う。
- ク 夜間・休館日における来館者については受付簿に記名させ、警備日誌に記録すること。また、緊急を要するものについては、適切な措置を行う。
- ケ 国旗・市旗を掲揚、降納する（ただし、休館日除く）。
- コ バスパーク駐ち車場、トイレ閉錠。

## ②巡回警備業務

- ア 適宜施設を巡視し、施錠確認、火気及び危険物の有無の点検、不審者の有無の確認等を行う。なお、毎日21時45分～翌日8時30分の間は2回以上、休館日の8時30分～21時45分については、3時間に1回以上敷地内の巡視を行う。
- イ 防犯設備の異常確認

## (2) 機械警備装置による業務

- ① 従事者は、原則として閉館後直ちに残留者の有無を確認のうえ、各出入口を施錠し、既設の機械警備装置を「オン（＝警戒）」の状態にセットする。また、開館前については施設職員があらかじめ指示した時間に機械警備装置を「オフ（警戒解除）」の状態に操作する。
- ② 機械警備装置により異常情報を受信したときは、機械警備装置の設置業者と協力して異常事態の原因確認を行い、被害の拡大防止に努める。
- ③ 不法侵入等異常があったと認められるときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、施設職員に通報する。

## 11. 委託料の支払い

- (1) 本業務にかかる委託料は月額分割払いとし、乙は毎月業務完了後、速やかにその月の請求書を発行し、甲が指示する宛先に送付すること。
- (2) 甲は、(1)の請求書受理後30日以内に乙に支払うものとする。

## 12. 再委託の禁止

乙は本業務を他に委託し、または請け負わせてはならない。

## 13. その他

- (1) 乙は、労働安全衛生法を遵守し、従事者に対し安全教育を行い、作業の安全確保を徹底しなければならない。
- (2) 従事者は、担当業務に精通するとともに、常に規律を守り品位を保ち、明朗・親切でなければならない。
- (3) 従事者は、業務にあたって、甲の業務に支障のないように十分注意するとともに特に精密機器の据えつけ箇所では細心の注意を持って業務を行わなければならない。
- (4) 従事者は、施設の建物・設備・備品等の破損個所を発見したときは、直ちに施設職員に報告すること。

- (5) 従事者は遺失物を拾得したときは速やかに施設職員に報告し、拾得物を届けなければならない。
- (6) 乙及び従事者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (7) 乙は、甲の指示があった場合、警備業法第2条第1項第2号の業務を行うための警備員（若干名）を配置しなければならない。ただしこの場合、甲は乙に対し概ね10日前までに指示するものとし、この経費の時間単価は、別途定めるものとする。
- (8) この仕様書に基づくものの他は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

以 上

令和4年5月～令和7年4月の開館状況

(単位:日)

| 区分<br>月  | 開館日 |     |     |    |     | 休館日 | 合計    | 備考 |
|----------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------|----|
|          | 平日  | 土曜日 | 日曜日 | 休日 | 小計  |     |       |    |
| 4年 5月    | 14  | 4   | 5   | 3  | 26  | 5   | 31    |    |
| 6月       | 17  | 4   | 4   | 0  | 25  | 5   | 30    |    |
| 7月       | 15  | 5   | 5   | 1  | 26  | 5   | 31    |    |
| 8月       | 16  | 4   | 4   | 1  | 25  | 6   | 31    |    |
| 9月       | 15  | 4   | 4   | 2  | 25  | 5   | 30    |    |
| 10月      | 15  | 5   | 5   | 1  | 26  | 5   | 31    |    |
| 11月      | 14  | 4   | 4   | 2  | 24  | 6   | 30    |    |
| 12月      | 14  | 4   | 4   | 0  | 22  | 9   | 31    |    |
| 5年 1月    | 13  | 4   | 4   | 1  | 22  | 9   | 31    |    |
| 2月       | 14  | 3   | 4   | 2  | 23  | 5   | 28    |    |
| 3月       | 18  | 4   | 4   | 1  | 27  | 4   | 31    |    |
| 【4年度】計   | 165 | 45  | 47  | 14 | 271 | 64  | 335   |    |
| 4月       | 15  | 4   | 5   | 1  | 25  | 5   | 30    |    |
| 5月       | 14  | 4   | 4   | 3  | 25  | 6   | 31    |    |
| 6月       | 17  | 4   | 4   | 0  | 25  | 5   | 30    |    |
| 7月       | 15  | 5   | 5   | 1  | 26  | 5   | 31    |    |
| 8月       | 16  | 4   | 4   | 1  | 25  | 6   | 31    |    |
| 9月       | 15  | 4   | 4   | 2  | 25  | 5   | 30    |    |
| 10月      | 15  | 4   | 5   | 1  | 25  | 6   | 31    |    |
| 11月      | 15  | 4   | 4   | 2  | 25  | 5   | 30    |    |
| 12月      | 14  | 4   | 4   | 0  | 22  | 9   | 31    |    |
| 6年 1月    | 13  | 4   | 4   | 1  | 22  | 9   | 31    |    |
| 2月       | 14  | 4   | 4   | 2  | 24  | 5   | 29    |    |
| 3月       | 16  | 5   | 5   | 1  | 27  | 4   | 31    |    |
| 【5年度】計   | 179 | 50  | 52  | 15 | 296 | 70  | 366   |    |
| 4月       | 15  | 4   | 4   | 1  | 24  | 6   | 30    |    |
| 5月       | 16  | 3   | 4   | 3  | 26  | 5   | 31    |    |
| 6月       | 15  | 5   | 5   | 0  | 25  | 5   | 30    |    |
| 7月       | 16  | 4   | 4   | 1  | 25  | 6   | 31    |    |
| 8月       | 16  | 5   | 4   | 1  | 26  | 5   | 31    |    |
| 9月       | 14  | 4   | 5   | 2  | 25  | 5   | 30    |    |
| 10月      | 16  | 4   | 4   | 1  | 25  | 6   | 31    |    |
| 11月      | 15  | 4   | 4   | 2  | 25  | 5   | 30    |    |
| 12月      | 15  | 3   | 4   | 0  | 22  | 9   | 31    |    |
| 7年 1月    | 14  | 3   | 4   | 1  | 22  | 9   | 31    |    |
| 2月       | 14  | 4   | 4   | 2  | 24  | 4   | 28    |    |
| 3月       | 15  | 5   | 5   | 1  | 26  | 5   | 31    |    |
| 【6年度】計   | 181 | 48  | 51  | 15 | 295 | 70  | 365   |    |
| 【34年度4月】 | 16  | 4   | 4   | 1  | 25  | 5   | 30    |    |
| 委託期間合計   | 541 | 147 | 154 | 45 | 887 | 209 | 1,096 |    |

|    |     |                |       |
|----|-----|----------------|-------|
| 平日 | 541 | 合計             | 1,096 |
|    |     | 土曜日+日曜日+休日+休館日 | 555   |